

金属缶の規格

食品添加物等の規格基準（昭和34年 厚生省告示第 370号）

乾燥した食品（油脂および脂肪性食品を除く。）を内容物とするものを除く。

項目	規格	溶出条件		料金 (税抜き額)	検体必要量	
		使用温度 100°C以下	使用温度 100°Cを超える			
ヒ素、 カドミウム 及び鉛	pH5を超える食品	標準溶液の吸光度より 大きくてはならない	水60°C30分	水95°C30分	16,500	100ml 50cm ²
	pH5以下の食品	ヒ素(As ₂ O ₃ として): 0.2µg/ml以下 カドミウム:0.1µg/ml以下 鉛:0.4µg/ml以下	0.5%クエン酸溶液 60°C30分		16,500	100ml 50cm ²
フェノール	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (5µg/ml以下)	水60°C30分	水95°C30分	5,000	30ml 15cm ²	
ホルム アルデヒド	対照液の呈する色より濃くてはならない (約4µg/ml以下)	水60°C30分	水95°C30分	6,000	20ml 10cm ²	
蒸発 残留物	油脂及び脂肪性食品	ヘプタン 25°C1時間		7,000	300ml 150cm ²	
	酒類	20%エタノール 60°C30分		4,000	300ml 150cm ²	
	上記以外の食品	pH5を超えるもの	水60°C30分	水95°C30分	4,000	300ml 150cm ²
	pH5以下のもの	4%酢酸 60°C30分		4,000	300ml 150cm ²	
エピクロル ヒドリン	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない (0.5µg/ml以下)	ペンタン 25°C1時間		11,000 ***	20ml 10cm ²	
塩化 ビニル	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない (0.05µg/ml以下)	エタノール 5°C以下24時間		15,000	20ml 10cm ²	

食品と直接接触する部分が合成樹脂で塗装されていないものについては、ヒ素、鉛及びカドミウムのみとする。但し、缶蓋、缶底、缶胴のいずれかの部分が塗装されているものは、その部分についてのみ全項目試験する。

*溶出方法	液体を満たすことができる試料 (内容積が1,000mlを超えるものを除く)	充填溶出
	液体を満たすことができる試料であって 内容積が1,000mlを超えるもの	片面溶出 (2ml/cm ²)
	液体を満たすことができない試料	

**天然油脂を主原料とする塗料であって塗膜の酸化亜鉛の含量が3%を超えるものにより缶の内面を塗装した缶の場合、蒸発残留物は

ヘプタン : 90µg/ml以下でなければならない

水 : 30µg/mlを超える時、クロロホルム可溶物量は30µg/ml以下でなければならない

[追加料金: ¥3,000(税抜き額)]

(酸化亜鉛含量の判別方法は、昭和57年環食第53号環食化第11号参照)

***液体を満たすことができる試料で内容積が500mlを超え、1,000ml以下のものは
溶媒料金: ¥2,000(税抜き額)が別途必要